

# 令和4年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (24人)  
会長 15番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員	8番 福井章人 委員
9番 鐵本達夫 委員	10番 衣笠健一郎 委員	11番 室山恵美 委員
12番 山下賢一 委員	13番 筏津純一 委員	16番 山田有宏 委員
17番 原田明宏 委員	18番 數馬 豊 委員	19番 美田俊一 委員

## 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	山本淑恵 委員
藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員	鳥飼 巧 委員

4 欠席委員 (3人)  
5番 吉村年明 委員 14番 松本幸男 委員 田倉恭一 委員

## 5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第34号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第35号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

## 6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

## 7 会議の概要

### (1) 開会

事務局 只今より、令和4年度第5回農業委員会会議を開会いたします。始めに山脇

会長よりごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。16番 山田委員、18番 数馬委員に議事録署名人をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 5番 吉村委員、14番 松本委員、田倉推進委員から欠席の連絡が入っております。10番 衣笠委員は遅れて出席しますとのことです。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 今回の農業に関する相談会は相談が0件でしたので、報告はありません。続きまして(4)連絡報告事項、事務局よりよろしくお願い致します。

事務局 令和4年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 はい、ありがとうございました。

## (5) 議 事

議 長 それでは続きまして(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明させていただきます。議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり1件の申請がございます。〇〇地内における一般住宅の建築で、農地区分は第2種農地で許可根拠は集落接続でございます。

続いて議案第31号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案4ページのとおり2件の申請が出ております。

議案第32号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の7ページから12ページのとおり16件の利用権設定の申し出と、議案13ページのとおり所有権移転が1件ございました。

議案第33号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案18ページのとおり1件の申請がございます。

次に議案第34号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。議案20ページのとおり2件の除外の協議が出ております。

議案第35号 農用地利用配分計画については議案40ページから45ページのとおり15件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

#### 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 はい、ありがとうございました。それでは早速議事に入らせていただきます。議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本議案につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります早田委員、鳥飼委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して早田委員より報告をお願いいたします。

1番 1番 早田です。会長以下、事務局、鳥飼委員、藤井代理と現地を調査をしまして、問題はないものと判断をさせていただいております。以上です。

議長 はい、只今報告のとおり何ら問題はないということでございます。それでは皆さんにお諮りいたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第30号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第30号は承認とさせていただきます。

#### 議案第31号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして議案第31号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、本件につきましても先程同様のメンバーで現地に調査に行っておりますので、引き続き早田委員より報告をお願いします。

1番 これも特に問題はございませんでした。以上です。

議長 はい、何ら問題はないということでございます。それでは皆さんにお諮りいたします。何かございませんか。はい。鐵本委員。

9番 鐵本です。私も時々ここを歩いて石材が置いてあるなどと思って見ました。置いてある部分がほとんど原野ということなんですかね、それで下のほうが畑とか田とかになっていると。今書いてある中において、川で流れたりして畑とか書いてあるけれど、ほとんど耕作地として用を成さないというようなことなんでしょうね。私が通ってよく見る道路沿いの部分は石がいっぱい置いてあるけどこれは原野で川のほうが耕作地になっている、まあ農地だったけど今は荒れてしまっているというようなことで。

事務局 はい、まず現地調査の図面を見ていただけたらと思うんですけども、ゼンリンの地図と公図を合せて出させていただいております。地図の中央部分に縦ラインがあるところが法で上の段と下の段に分かれておりまして、先程ありました石が置いてある部分は道路沿いの原野の部分がほとんどですが1番の〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇ですとか、〇〇〇についてはそこにも石が置いてあるというような状況です。下の段につきましては川のところにありますので、水が出たら河川敷同様水が流れていくところになって耕作地としては利用ができないような状況になるところでございます。

議長 はい、よろしいですか。

9番 はい。

議長 その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第31号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認とさせていただきます。

#### 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第32号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、該当委員に係る案件を審議させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。7ページ番号1番は13番 筏津委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(筏津委員 退席)

議長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 7ページ番号1番でございます。〇〇、〇〇の2筆3, 084㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今事務局より説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、笹津委員の入場を求めます。

(笹津委員 入場・着席)

議長 笹津委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりました。続きましてその他の案件について審議を行います。事務局説明をお願いいたします。

事務局 7ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は45,084㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、7ページから12ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして13ページ、所有権移転関係が1件ございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆1,500㎡の畑でございます。対価は400,000円、10アールあたりですと267,000円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、14ページから15ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、16ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今議案につきまして説明がございました。質疑を求めます、ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第33号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして議案第33号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地

の認定についてお諮り致します。本件につきましても先程のメンバーで現地を調査に行っておりますので、早田委員より報告をお願いします。

1 番

1 番 早田です。現地はですね、元はハウスがございましたがビニールが破れてですね、雑草等たくさん生えております。整備費 3 万円ではちょっと難しいかなという意見もございましたが、上限の 3 万円をお願いしたいと思っています。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。先程も報告がありましたように、只今倉吉市の農業委員会の決まりでは上限が 3 万円になっております。現地に行ってみますと、最近ですね何年も投げてあったり、大きな大木が生えたりとか抜根も必要となるようなところがたくさんございます。到底 3 万円ではちょっとできない再生がある訳ですので、また今後ですね皆さんと共に来年度に向けて上限をなんとかアップするようなことを皆さんと相談しながら変えていかないと、なかなか遊休農地の再生事業をやる人が難しくなるということ。今回でも 3 万円しかありませんのでその上限 3 万円にいたしました。私が見た限りでは大きな木を切ったり抜根すると 5 万、6 万円掛かります。ユンボ入れて抜根すると掛かりますので、その点を来年度以降ですねもう少し考えてたくさんの方の遊休農地対策事業に使っていただきたいと思っておりますので、皆さんの方もその事を頭に入れておいていただきたいと思っております。

#### 議案第 3 4 号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長

それでは続きまして議案第 3 4 号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。事務局説明してください。

事務局

議案第 3 4 号についてご説明申し上げます。議案 2 0 ページからでございます。2 件の除外の協議を受けておまして、まず 1 件目について 2 1 ページから説明させていただきます。除外の理由等につきましては現在兼業で農業を営む申請者が将来的に専業農家として従事したいため、農地に近い場所に住宅を建築するものでございます。協議地の概要等は以下記載のとおりです。2 2 ページに関係機関との調整状況について記載しております。7 番の市町村長の考え方につきましては 2 3 ページ記載のとおりでございます。2 4 ページ以降 3 0 ページまで図面等が続いております。2 0 ページに戻りまして、協議内容について農地区分及び許可基準に当てはめると、農地区分は小集団の生産力の低い農地第 2 種農地であると判断しております。許可基準は集落接続でございます。農振除外の 5 要件を満たしており、許可見込み及び転用見込みありとい

うことで認められる事案と考えております。

続いて2件目について31ページからでございます。除外の理由等につきましては申請者は現在〇〇〇〇に住所を置いておられますが、農業を営む土地所有者の長男であることから将来は家を継いで親族の介護や看護を予定されており、農業についても現在農業を手伝っている次男と今後は協力していく必要を感じておられるため実家の近隣に住宅を建築するという計画でございます。協議地の概要等は以下記載のとおりです。32ページに関係機関との調整状況を記載しております。7番の市町村長の考え方につきましては33ページのとおりでございます。続いて34ページから37ページまで図面等が続いております。20ページに戻りまして、協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめますと協議地は土地改良事業が実施されておりますので第1種農地でございます。許可基準は集落接続で農振除外の5要件を満たしており、許可見込み及び転用見込みありということで認められる事案と考えております。以上でございます。

議 長 只今議案第34号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

#### 議案第35号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして議案第35号 農用地利用配分計画について。事務局説明してください。

事務局 40ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、40ページの番号1番から45ページの番号15番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で91筆、131, 330㎡の田、畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、46ページから49ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 はい、只今事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第35号について賛成の農業委員の方の挙手を求めます。



以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 はい、まず最初に〇〇〇、高城の委員さん。

7 番 現地確認してきましたけど、田んぼの状態は一応誰かが作っている様子があったんですけどただ打ってあるだけということで。で、畑のほうは〇〇〇の〇〇君の辺の手前で、ゴズボが生えとって畑になるような場所ではない。ここに相続をして、農業委員会にかける前に〇〇〇の会長のほうに誰か買い手がないだろうかという相談があったみたいですけど。とても条件が悪いのでないので農業委員会のほうにちょっと頼んでみようということであつたみたいで、なかなか条件的には難しい。田んぼもだし、畑もです。

議 長 基盤整備した所だな、誰も作ってなかったか。

7 番 誰が借りとるかちょっと聞いてみたけど分からんで。

議 長 畑がゴズボだらけじゃな。遊休農地対策事業でせないけんわ。

7 番 いや、それができれば。山ですけ、もう山のほうから出てきとって。

議 長 なら田んぼのほうだけでもちょっと話してみるか、河野委員でええですかね。

7 番 はい。

議 長 続きまして〇ですけれども、いいですか、衣笠委員。

10 番 あのう、ここの地図に載ってますけども先日〇〇〇さんのところに利用権設定に伺ったときにここの畑を見て来たんですけども、現状たぶんさつまいもかなんかを作っておられて。なんかって言うのはもう草ぼうぼうになってまして、でもこの案件は確か農業委員会に出とったなということで。〇〇〇さんと話をしましたが面積も面積ですし、畦草等は除草剤とかかけて管理はされてるみたいですけど、近所の方が借りてくれん限りは難しいだろうなという場所です。

議 長 どうでしょうかね、一応あっせん委員1から2名ということでとりあえずなしじゃいけませんので衣笠委員、あっせん委員になってもらえますか。借りる借りんは別としてね、あっせんをしたということで成り立つものですからお願いいたします。

次は〇〇〇だけ吉村委員だけど欠席だけな。欠席でもこんなんしとくかな。

事務局 じゃあ、吉村委員に後日伝えておくということにさせていただきます。

議 長 続いて4番の〇〇さんの件、これは〇〇地区、福井委員よろしいですか。

8 番 はい。

議 長 はい、続きまして農地等のあっせん活動の状況について報告をお願いします。

まず始めに鳥飼委員をお願いします。

鳥飼推進委員 推進委員の鳥飼です。相談者にヒアリングしまして、どうも親戚の人が50年来畑として貸してあったけど今年になって返すということで。近所の方に作ってもらえんかということをおっしゃったんですけど、どうもないので相談に来られたということです。無償でもいいので誰か探して欲しいということがありました。現場を見ますと1, 200㎡で圃場整備もされてなく3区画ぐらいの畑になってまして水田としてもう利用できない状態です。地元の有力者にも相談しましたがなかなか見つからず知り合いの酪農家にもお願いしたんですけど、未だ利用者が決まっておられません。また引き続いてやっていきたいと思えます。以上です。

議長 はい、お願いいたします。続きまして数馬委員。

18番 数馬です。上から3つ〇〇〇-〇と〇〇〇-〇、〇〇〇-〇についてはほぼ売買のほうで決まっておりますけど、後は相手さんのほうと話したんですけどお金次第ということで話が進んでおります。〇〇の土地については、相手さんがちょっとって、伺う方がわからぬので、ちょっと手を付けておりません。以上です。

議長 はい、引き続いてお願いいたします。続きまして、鐵本委員。

9番 鐵本です。事務局にお願いがあるんですけど、この〇〇〇〇さんって人に電話をしたら、「は、私一人の力では何もできませんのでまた連絡します。」って言ったきり返事がありません。だから本人は、届出されましたかって言っても分かってない。だから事務局に届出を直接したり、農業委員や最適化推進委員を通じたり、相談会に来たなら分かるけど紙だけポンと出すような人は確認してください。本人さん、まだ若い人で私じゃなしに他にも相談しないといけませんのでということですね。私自身も、「あなた出されたんですか、あなたがだめだということならあつせんしませんよ、あつせんが出てるから私電話したんです。」と言ったら、「私はようわからぬので相談します。」ということでした。事務局に来られて出したんですかって聞いたら、何か違うみたいなんで。そういうことをしたらだめなんで、事務局が紙だけ来た場合は確認してください。何のことですか、っていう感じでしたよ、私に対して。それから場所も地図も事務局がくれたのにはありません、あれは畑です。田んぼはどっかの一角の中にあるような感じになっております。それはええですけどね、そういうことをきっちりして欲しいということです。動くんでも私も困っちゃうから。本人さんはね、出した記憶がないんです、あつせん。だから誰かに頼んで出してもらったんじゃないですか、行政書士さんとか。

事務局 そうです、行政書士さんです。

9番 ね、だからその時にその人に連絡とって、出とるけど間違いありませんかって今後間違いのないように言って欲しいということです、私の希望として。最適化推進委員を通じたり事務局行ったり、相談会を通じて出したなら分かるけど、そうでなしにそうやって文書だけ出た人にはあなたは代理人から出とるけど間

違いありませんかって言って下さると、本人さんだって何のことだろうかって感じでしたよ、まだ若いのに。

議 長 行政書士に言って、本人からそう言われたけどどういことですか、って電話しとけや。いけんわいやこれは、はっきり言うと。

9 番 困っちゃうですよ。

議 長 農業委員会であっせん申出を受けて委員さんに行ってもらったら、本人は何のことかひとつも分かりませんと言われた、と。行政書士に電話して、どういことになっとるんですかって言ってもええ。

事務局 はい。今、会長がおっしゃったことをしたいと思いますけど。今実際やっていることは窓口でこられた場合はきちんと航空写真もありますので、現状が農地になっているかとかそういうことも総合的に判定して受け付けさせてもらっています。

今のは相続の届出の分からの書類なんです。行政書士からお預かりして地図を見て報告をさせてもらっているというのが、行政書士から出ているというスタンスをとっておりましたので、この件に関しては今、会長がおっしゃったように行政書士のほうに連絡させてもらって、こういうことがあったということで事実の方はお伝えしたいと思っております。

議 長 はっきりそう言って、こういうことではあっせんもできませんよ、今後。本人に確認してくださいよと。あっせん委員が行っても本人が知らんってどがにもならんと、進むわけがない。この水田の75㎡は場所が違うってか、図面と。

9 番 図面とは違います。中にどっか一角に入っとるような所で。

事務局 図面は所在の地番がありましたので、うちの航空写真で付けさせてもらいました。地図のほうです。それがちょっと違うなら、なかなかかっていうところですよ。

議 長 よろしいですか。じゃあ今後そのようにさせていただきますので、事務局の方で。

9 番 ええ、間違いがないようにお願いします。

議 長 何でもかんでも行政書士に任しときゃええってもんでもないと思う。出した人が知らんっていうのは、話にならんけ。わかりました。  
続いて4番、藤井代理。

6 番 ○○さんの件なんですけども○○さんのほうに行きまして、○○○○さんの息子さんに話をしとるけども一回話が来ただけで何のこともないけなら断るわいな、ということで。それで○○さんのほうに連絡取りました。そしたら○○さんがつくった田んぼはネギだったけ、自分は連作ができんけあの田んぼはいけんって言われて。その後、自分は○○○に住んどって○○○○○の

上のほう、〇〇っていうところですかいな、あそこまでトラクターで行くのが大変だけん、そがに遠いところはいけんわいな、〇〇〇がええって言いなるです。私はてっきりすごいいいなと思って早速走って行ったですけど、なんかがつくりしちやって。それでだめだったらしょうがないなということで、〇〇さんに事情を説明したら、なら〇〇さんのほうに話をしてみますということで。〇〇さんが作ったるって気持ちよく言って下さったみたいで。まあそれはそれで良かったですけども、やっぱりもうちょっと鐵本さんが言われたように具体的な話があったら動かんでも良かったのにとお思ったんですけども。

私はちょっと地区が違うもんで、その足で山田委員さんのほうに行きましてお世話をしてあげて下さいということで、山田委員さんをお願いしたところです。

16番

16番 山田です。そうやって受けまして何回か〇〇さんとは電話でやり取りしながらどの位の規模でって言ったら、もう既に来年作りたいってことで急がないけんですけど。あたってみるけど、やっぱり皆どの土地も契約されとって後何年残とるわとか、そういう感じで。〇〇はなかったし、〇〇も〇〇〇さん〇〇の〇〇の〇〇〇さんとか、いろいろあたってみるんですけどやっぱりちょっと残念ながら今のところよう見つけませんということで。今後もちよと気にかけていきたいと思います。

議長

はい、分かりました。今聞いとると、探して欲しいっていう人もねどういうところはトラクターで行けば大変だとか、そういうことを言ったらあっせんも出来らへん。はっきり断ってもいいですよ、もうしませんよと。遠いところでも借りて欲しい、トラクターなんかして行く、それが普通だと思うんですよほんとに作りたかったら。そういう贅沢な要望しとったってなかなか簡単にあっせんできるわけではないですので、はっきり言ってそういうのは断ってください。

続きまして、くらし農業に関する相談会の日程追加について。

事務局

くらし農業に関する相談会の日程追加についてでございます。令和4年度から最適化活動の目標の設定等について、最適化活動の活動目標において新規参入の相談会への参加目標ということで4回を新たに追加したものに对应するため当番委員を配置したものでございます。

資料は15ページになります。10月に美田委員、林委員。11月に山田委員、涌嶋委員。12月に河野委員、小谷委員を記載しております。時間は午後1時30分から午後4時に設定させてもらっております。1月11日の分については、JA鳥取中央就農相談会が毎月第2水曜日に開催されていますが、そこに農業委員も参加させていただいて合同で開催しようかと計画しているものです。現在JAと協議中です。全てに対して正式になったら通知文を発送する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

追加の日にあたった委員の皆さんよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

事務局

回数はちゃんと平均になるように選んでおりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

議長

それでは令和4年度農地パトロールの実施について、梶本主幹。

事務局

はい、続きまして農地パトロールの出発式でございます。資料に沿いながら説明していきたいと思っています。

まず農地パトロールの出発式ですけれども、8月19日9時からこの会場です。明後日に改めて通知文等を発送する予定にしております。よろしくお願ひします。昼食は事務局で準備します。

次は16ページになります。資料に沿って説明させてもらいますけれどもねらい等は読んでいただければと思います。5番の調査の内容としましては、これまで把握している農地の状況の変化を確認すると共にその地域として目視によって新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨を図面などに記録して返していただくという内容になっております。

続きまして17ページ、荒廃農地の定義という上段のところは各自読んでいただければと思います。中段の荒廃農地の区分の判断ということで、令和2年度まではA分類で再生利用が可能な荒廃農地とB分類で再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。A分類の方は※印しておりますけれども作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業により営農を再開することが可能と判断する農地はA分類には該当しませんし、B分類は下の方になりますけれども基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とするということとなっております。これは令和2年度までです。

その後、令和3年度以降は18ページになります。遊休農地の見直しについてということで記載しております。これまで農地法上の遊休農地の措置に基づく利用状況調査ということと農村振興局で実施していた荒廃農地調査を併せて農地パトロールとして実施していたんですけれども、令和3年度から統合されたということになります。統合を整理した書類は19ページと20ページの表の方で記載しております。今日私がお話ししたいのは昨年同様のおさらいにはなるんですけれどもA分類、B分類さっき17ページのところで説明させてもらったんですけれども、変更になりましてA分類はこの18ページの2のところですね1号遊休農地aと1号遊休農地bの2つに分かれたということと、後は大きなB分類は再生利用が困難な農地というふう呼び方が変わってきているということです。

19ページになりますけれども、19と20ページは重複するところがあるんですけれども。19ページは令和2年度までの表と下の方が令和3年度からの表で、今説明した緑色になっている1号遊休農地aと1号遊休農地bに分かれていきますし、あとB分類は再生利用が困難な農地という表現に変わっているということになってきます。20ページを見ていただきますと、令和2年までの公開農地調査A分類のところは令和3年からは1号遊休農地aと1号遊休農地b、荒廃農地調査のB分類が令和3年からは再生利用が困難な農地という表現になっておりますことを改めて説明させていただきました。

19日に農地パトロールを実施します。昨年同様に実施したいと思っておりますので、こういうことを認識していただけていただければと思います。昨年の成果のほうも当日配布しますけれども、A分類のaとかbとかを一筆一筆表記させてもらっていますので確認していただければと思っております。最後に21ページで実施体制ということで11班に分かれてそれぞれお願ひしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 農地パトロールについて説明がございました。当日は9時から出発式を行います。市長の激励の言葉をいただいて各班ごとに現地に向かっていただきます。今回は農業共済組合から2名の職員と車一台を応援に来ていただくことになっていますし、市長も出発式の後現地に出向いていただきます。同じように現地に行って荒廃農地等を見ていただく予定になっております。約1時間程度ですけれども、一緒に農業委員会の帽子をかぶって一緒に現地に出ていただくことになっておりますので、何とか雨がふらんように。そういうことでございます。

皆さんの方で他に何か他にこの説明以外でもいいのでありませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。局長からこれからの予定というところで話がありましたけど、県の常設委員会で5,000㎡以上の案件だったのがなぜ3,000㎡以上になったのか、ここら辺の説明をお願いします。今までは何㎡だったかとか。

議長 はい、事務局。

事務局 ご質問についてでございますが、現在3,000㎡以上につきましては県の常設で取り扱いになっております。で、その中でも5,000㎡以上については現地調査をしますよというものだったんですけども、常設に上がってくる3,000㎡以上は全て現地調査を行いますということになったようですので、この度こういった形で〇〇〇からの分も現地調査になっています。以上です。

議長 よろしいですか。

9番 はい。

議長 常設の委員の中で必ず委員が現地調査に行くようになっております。中部である場合、例えば倉吉が現地調査を受ける場合は常設委員の中の例えば今湯梨浜が出てますけど、湯梨浜の委員とかが来てくれるようになっています。事務局長とそれから県の農林局ですね。今回の〇〇については副会長である私に行ってくれということで、〇〇と〇〇の方に現地調査に行くようになっております。会長と私とが行きます。よろしいですか。

(なしの声)

議長 他にないようでしたら、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会いたします。

— 午後2時30分 閉 会 —